

広島県告示第四百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和四年六月二十三日までの間、縦覧に供する。

令和四年六月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二二号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考	
	新	旧				
三原市大和町下徳良字大石二〇三三番一地从 から 三原市大和町下徳良字大石一九八〇番一地从 まで		七・二〇〇 五・四〇〇	一〇・六〇〇 一三・四〇〇	五七六・〇〇	五七六・〇〇	拡幅